



昭和 46 年 6 月 1 日



秋穂町広報

No. 107

人口と世帯数

(5月1日現在)

人口	9480 人
男	4511 人
女	4969 人
世帯数	2371 世帯

秋穂町の新執行部発足

就任の挨拶

町長 福江 勝



このたびの統一地方選挙で町民各位の御支持を戴き当選し、感激と共に責任の重大さを痛感致しております。

私の施政でございますが住民に密着した産業の振興道路網の整備等産業基盤の充実、文教の振興、社会福祉の充実、生活環境の改善公害対策の確立を柱として今後の町政をすすめ、住みよい、明るい町造りのために全力を傾注し、秋穂町発展のために専念致す所存であります。

何卒旧倍の御指導と御鞭撻を御願ひ申し上げ就任の挨拶と致します。

助役 緒方 烈



町広報の紙面を借りまして、町民の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

わたくしことさる五月十四日の臨時町議会において助役選任についての同意を

〇 「とじこんで保存しましょう」 〇

標を持っておられます。この目標に到達すべく、わたしは町長と一体となって突き進んで行く所存であります。なにとぞ町民各位の限りなき御べんたつと御協力をお願い申し上げます。就任及び退任のあいさついたします。

収入役 原野哲郎



町広報の紙面を借り町民の皆様にご挨拶を申し上げます。

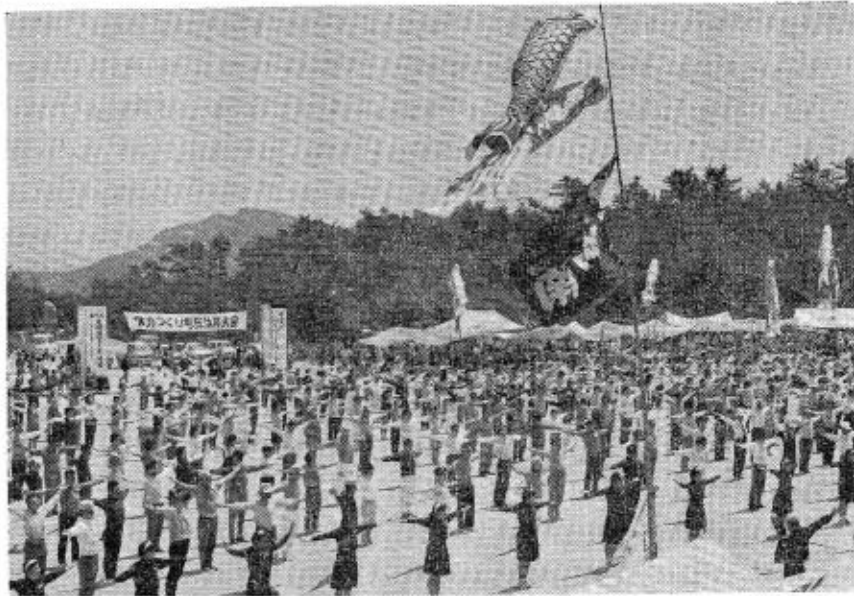
去る五月の臨時町議会において、はからずも収入役に選任され十七日に就任致しました。税務課在職中は公私とも格別な御厚情を賜わり厚く御礼を申し上げます。

何分にも浅学非才の私は重責でございますが、一層の努力と研鑽を重ね全うする所存でありますので、町民の皆様を始め各方面の御指導と御べんたつをいただきますようお願い申し上げます。

NHK巡回ラジオ体操誘致

来る8月30日決定!!

(体力づくり指定事業)
人間づくりすなわち体力づくり運動の一環としてと、りくんでいたゞくために、来る八月三十日に秋穂小学校グラウンドにNHKラジオ体操巡回指導(当日ラジオ実況放送)を本町に誘致することがまりました。
町民のみならずがたに体力づくりラジオ体操に取りくんでいたゞくため、希望の部落には巡回指導班を教育委員会では予定いたしてありますのでご利用いたゞくとともにお知らせいたします。

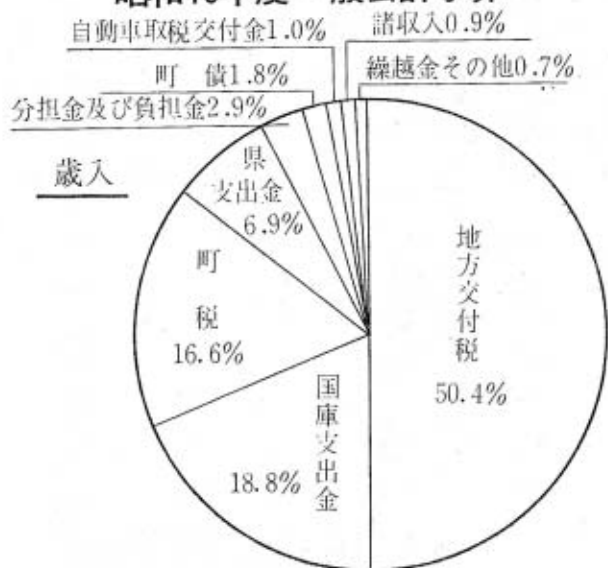


昭和46年度会計各予算公表

昭和46年度一般会計予算

歳 入		歳 出	
千円		千円	
1. 町 税	50.950	1. 議 会 費	7.414
2. 自動車取得税	3.000	2. 総 務 費	45.805
3. 地方交付税	155.000	3. 民 生 費	32.818
4. 交通安全対策 交 付 金	160	4. 衛 生 費	6.756
5. 分 担 金 及 び 負 担 金	8.952	6. 農 林 水 産 業 費	71.457
6. 使 用 料 及 び 手 数 料	1.007	7. 商 工 費	2.667
7. 国庫支出金	57.726	8. 土 木 費	32.607
8. 県 支 出 金	21.068	9. 消 防 費	4.590
9. 財 産 収 入	78	10. 教 育 費	46.577
10. 寄 付 金	1	11. 災 害 復 旧 費	13.639
12. 繰 越 金	1.000	12. 公 債 費	27.977
13. 諸 収 入	2.658	予 備 費	14.893
14. 町 債	5.600		
歳 入 合 計	307.200	歳 出 合 計	307.200

昭和46年度一般会計予算



昭和46年度国民宿舎特別会計予算

歳 入		歳 出	
千円		千円	
6. 使用料及び 手 数 料	26.789	1. 休養施設費	28.433
12. 繰 越 金	3.000	2. 公 債 費	2.866
13. 諸 収 入	3.430	予 備 費	1.920
歳 入 合 計	33.219	歳 出 合 計	33.219

昭和46年度国民健康保険特別会計予算

歳 入		歳 出	
千円		千円	
1. 国民健康保険税	22.797	1. 総 務 費	3.612
2. 一部負担金	1	2. 保 険 給 付 金	58.574
4. 使用料及び 手 数 料	12	3. 保 健 施 設 費	2.645
5. 国庫支出金	42.162	5. 公 債 費	50
6. 県 支 出 金	194	6. 諸 支 出 金	11
9. 繰 入 金	1	予 備 費	458
10. 繰 越 金	1		
11. 諸 収 入	182		
歳 入 合 計	65.350	歳 出 合 計	65.350

昭和46年度交通災害共済事業特別会計予算

歳 入		歳 出	
千円		千円	
1. 共済会費収入	2.900	1. 交通災害共済 事 業 費	2.900
2. 繰 越 金	2.750	2. 再 共 済 掛 金	2.755
3. 共済交付金	2.755	予 備 費	2.760
4. 諸 収 入	10		
歳 入 合 計	8.415	歳 出 合 計	8.415

予定納税額の減額申請は
7月15日まで

昭和46年分所得税

廃業、災害、多額の医療費、扶養親族の増加、業況不振などのため、税務署から通知した予定納税基準額よりも少なくなる見込のかた。

山口税務署

相続税の計算のしかた

相続税は、相続や遺贈によって財産を取得した人にかかる税金で、一般になじみの薄い税金といえましようが、実際に遺産を相続した場合には、とまどう方が少なくないようです。

そこで今日は、相続税の申告や計算のあらましを説明しましょう。

(一)相続税はどの位の財産からかかるか。
算式で示すと下記のとおりです。

したがって、たとえば、婚姻期間が二十五年以上の配偶者と子供四人が法定相続人である場合ですと、正味遺産総額が一千万円以下であれば相続税はかからないこととなります。

(二)相続税はこうして計算する。

(イ)まず、前記(一)の課税される価格を、各相続人が法定相続分に応じて取得したものと仮定して、各人ごとに税率をかけた税額をだしてこれを合計して相続税の総額を求めます。

(ロ)法定相続分とは、民法で定められている割合。例えば相続人が配偶者子とのときは、配偶者は三分の一、子は三分の二をいいます。

$$\text{正味遺産総額} - \left\{ \begin{array}{l} \text{遺産にかかる基礎控除} \\ \text{遺産にかかる配偶者控除 (最高200万円)} \end{array} \right\} = \text{課税される価格}$$

$$\text{正味遺産総額} - \left\{ 400\text{万円} + (80\text{万円} \times \text{法定相続人数}) + (\text{婚姻期間年数} - 15\text{年}) \times 20\text{万円} \right\} = \text{課税される価格}$$

(三)各相続人が納める税額は相続税の税額に、実際に取得した遺産額に応じてあつたものですが、配偶者や未成年者については、さらに、配偶者の税額控除

や、未成年者控除額を差し引きます。

◎「配偶者の税額控除額」は、被相続人の遺産総額(最高三〇〇万円まで)を法定相続分だけ相続したとして計算した配偶者の税相当額です。

言い換えると、遺産総額三〇〇万円までは、配偶者は、法定相続分以内の相続であれば、相続税はかかりません。

◎「未成年者控除額」は、一万円にその未成年者が二〇歳に達するまでの年数を掛けた金額です。

(三)相続税がかからない財産にはどんなものがあるか。次のようなものがあります。

(イ)墓所、仏壇、祭具など
(ロ)生命保険金(原則として相続人ごとに一〇〇万円まで)

(ハ)退職手当金(原則として相続人ごとに五〇万円まで)

(ニ)申告期限までに国や地方公共団体または特定の公益法人に寄付した財産

◎遺族が受ける香典は税金の対象になりません。

ては、基準がありますから税務署へお尋ねください。

(四)相続税の申告と納付はどのように行なうのか。
相続税の申告と納付の期限は相続の日の翌日から六ヶ月以内です。

税金を一時に納めにくいときは、延納や物納の方法

昭和46年度明るく正しい選挙宣伝ポスター

作品募集要項 (第23回)

一、趣旨

私たちの生活を豊かでたのしいものとするには、政治をりつばなものをしなければなりません。

そして、きれいな政治が行なわれるには、選挙が明るく正しく行なわれなければなりません。

そこで、心身ともに清く正しい全国の児童、生徒の皆さんに明るく正しい選挙をおしすすめるうえに役立つポスターをかいでもらいたいです。

二、応募規定
(1)内容
明るく正しい選挙をおしすすめることを表わすものをかいてください。

(2)応募資格
小学校児童・中学校・高等学校の生徒(一人一点自作のものにかぎります)

法もありませんので、申告期限までに申請書を税務署に提出してください。

◎毎月五の付く日は税の相談日です。全国どこの税務署でも匿名で遠慮なくご相談ください。

(4)締切日と提出先
九月七日(火曜日)までにあなたの住んでいる区市町村選挙管理委員会に出してください。

(5)色と大きさ
色彩は自由、大きさはA5(148×210)からA3(297×420)以内。

(6)応募上のご注意
①作品のうら右下に都道府県名、学校名、学年氏名(ふりがな)性別等を必ず書き入れてください。

②応募作品は返しません。③入賞作品の版權は主催者側に属し、作品は自由に利用させていただきます。

④公明選挙・公正選挙等の標語はつかわないでください。

三、審査
(1)第一次審査各市区町村選挙管理委員会において小・中・高別にえらびます。

(2)第二次審査(地方審査) 各都道府県選挙管理委員

会において、小・中・高別各五つづつにえらんだらう第三次審査(中央審査)に提出します。

(3)第三次審査(中央審査) 第二次審査でえらばれた作品について、下記審査員により入選作品を決定します。

東京芸術大学 高田正二郎先生
文部省・自治省・都道府県選挙管理委員会連合会・公明選挙連盟・明るく正しい選挙推進全国協議会の各代表審査員。

四、賞

(1)文部大臣・自治大臣連名の賞状および連合会長より副賞を贈ります。
一等小・中・高各一名
二等小・中・高各二名
三等小・中・高各三名

(2)佳作各若干名に連合会長名の賞状と記念品を、第二次審査入選者全員に公明選挙連盟寄贈の記念品を贈ります。

五、発表 十月中旬
主催 都道府県選挙管理委員会連合会
都道府県選挙管理委員会
区市町村選挙管理委員会

共催 自治省 文部省
都道府県教育委員会
区市町村教育委員会
公明選挙連盟

明るく正しい選挙推進全国協議会